

# 大郷町地震防災マップ

## 地域の危険度マップ

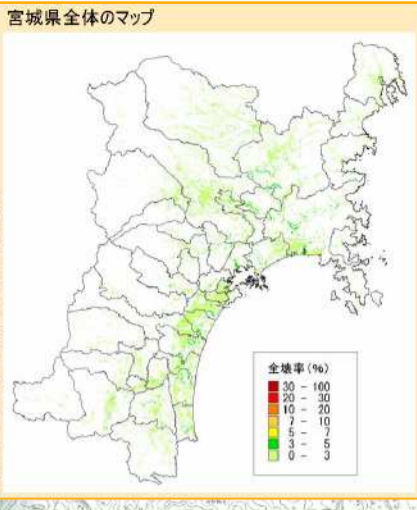
<どこでも起こりうる直下の地震の場合>

### この「地域の危険度マップ」は

○この地域の危険度マップは、地域が揺れやすさマップ(どこでも起こりうる直下の地震)において示された強さ(震度)の揺れとなった場合に、地盤の液状化(※1)の影響を含めどの程度の建物被害(全壊相当※2)が生じるかを100メートルメッシュ毎に評価し、相対的に表示したものです。

○「防災上の可能性として」、県内全域にマグニチュード6.9の地震が発生した場合を想定しました。全域が同時にこのような被害となることを表現しているものではありません。

○地震による被害の軽減のためには、住宅等の耐震化を図ることが大切です。そのために、地震の大きさと揺れによる建物の危険性をよく知って頂く必要があります。そこで、発生のおそれがある地震による建物被害の可能性を評価し示したのがこの「地域の危険度マップ」です。



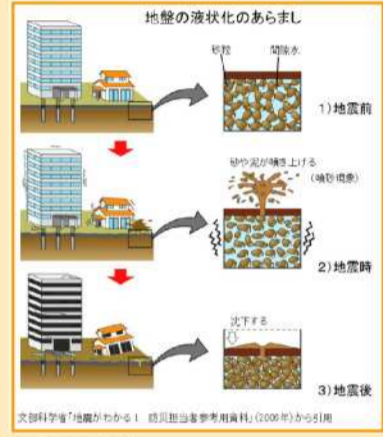
### ※1 地盤の「液状化」とは

水分が多く含まれている地盤において、強い地震の揺れにより地中の土の粒の安定が崩れ、地盤が泥水のような状態になることを「液状化」といいます。

低地や埋立地などで起こりやすいとされています。場合によっては、泥水が地表に噴き出たりします。

地盤の液状化が起こると、地盤の沈下、地中のマンホールの浮き上がり、建築物の傾き・倒壊などの被害が発生することがあります。

(文部科学省(2006)「地震がわかる」から抜粋、加筆修正)



### ※2 「全壊・半壊」とは

「半壊」とは、居住のための基本的な機能の一部を失った状態を示します。

「全壊」とは、台風や地震などの自然災害による建物の被害の程度の中でも、もっとも大きく被害を受けた状態を指します。

具体的には平成13年6月に国によって定められた「災害の被害認定基準」の中で「住居がその居住のための基本的機能を喪失したもの」と定義されています。



### 建物の耐震化が重要です

■地震による死亡・ケガの原因は  
阪神大震災での死者のうちの約8割は地震直後の家具、建物による圧死といわれています。

皆さんの生命・財産を守るためには、住宅・建築物の耐震化が極めて重要です。

■木造住宅の耐震診断  
木造住宅の耐震性は、主に3つのチェックポイントがあるとされています。

- ・建てられてから、かなりの年月が経っているか (特に昭和56年以前に建てられたものか)。
- ・住宅が過去に大きな災害(地震や水害など)を経験したことがあるか。
- ・住宅の構造、形、偏って大きな窓がたくさんあるなど、耐震に関わる基本的な住宅の性質に問題がないか。

■耐震診断を受けることが重要です  
耐震性の判断には建築の専門知識が要求されます。目立った症状がなくても、耐震診断を受けることが重要です。

次のような項目に心当たりがある住宅は、特に要注意です。

- ・ドアあるいは窓を開めたとき、枠と建具との間に著しい縦長の三角形の隙間があいている。
- ・ドアあるいは窓の建付けが悪く、建具の開閉が変形のために思うようにいかない。
- ・窓の敷居が著しく水平を欠いている。
- ・建物の壁面が傾斜しているのが、肉眼でもわかる。
- ・床面の傾斜が座って感じられる。
- ・シロアリの成虫(4枚羽根のついたしろ)が浴室から飛び出す。
- ・屋根の棟あるいは軒先が波打っている。
- ・モルタル塗壁に長い斜めのひび割れが入っている。
- ・流しや浴室の土台の一部が老朽化している(腐っているなど)。

■家具の対策  
住宅の全壊を免れても、ガラスの飛散やタンス等の大型家具の転倒、テレビや電子レンジ等の家電製品が飛んでくるといった、日常生活からは想像できない事態によって、思わぬケガをしたり、避難が遅れて火災に巻き込まれたりすることがあります。新潟県中越地震においても負傷者の約5割はガラスの飛散や家具類の転倒・落下によるケガによるといわれています。

家具や家電製品の地震対策としては、次のようなものが考えられます。

- ・固定器具を用いて家具や家電製品を固定する。
- ・食器等の収納物が飛散することのないように、扉の開閉を防ぐ器具を取り付ける。
- ・睡眠や食事をする場所の近くに、家具や家電製品をなるべく置かない。
- ・いざというときの避難経路の近くに、家具や家電製品をなるべく置かない。
- ・大きい家具は滑りやすい絨毯や畳の上には置かない。
- ・家具の中では、下に重いもの、上に軽いものを置く。

■ブロック塀や石塀の地震対策をしましょう  
1978年に発生した宮城県沖地震ではブロック塀の倒壊により11名が犠牲になりました。ブロック塀や石塀の構造は、高さ、鉄筋の配置※、必要な厚み、必要な控え壁、基礎の深さなどについて、建築基準法で定められていますが、この基準が守られていないものもあります。(※ブロック塀のみに適用される基準)

また、設置後の年月の経過により雨水がしみこんで鉄筋が錆びるなど劣化が進行しているものもあります。

道路(特に通学路)に面しているブロック塀が倒壊した場合、学童をはじめとする通行人に大きな被害を与える恐れがあります。塀等の工作物の管理責任は所有者にあります。所有するブロック塀・石塀の安全性の点検を行い、必要に応じて撤去や転倒防止対策を行ってください。

- #### 大郷町指定避難所
- 大郷町立大谷小学校
  - 大郷町立味明小学校
  - 大郷町立粕川小学校
  - 大郷町立大松沢小学校
  - 大郷町立明星中学校
  - 大郷町立大松沢中学校
  - 大郷町乳幼児総合教育施設
  - おおさと児童クラブ
  - フラップ大郷21
  - 大郷町市民体育館
  - 大郷町B&G海洋センター
  - 大郷町大松沢体育館
  - 大郷町総合運動場
  - 大郷町中央公民館
  - 大郷町大松沢公民館
  - ふれあいセンター21
  - 大郷町保健センター
  - 大郷町文化会館
  - 大郷町高齢者コミュニティセンター
  - 黒川高校大郷校

<お問合せ先>  
大郷町役所 地域整備課 TEL 022-359-5508

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25,000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平19総複、第855号)

危険度

30%以上	20%以上 30%未満
10%以上 20%未満	7%以上 10%未満
5%以上 7%未満	3%以上 5%未満
0%以上 3%未満	

0 0.5 1 2

1:25,000